

令和7年度防災啓発広報事業

企画・製作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月

危機管理本部

令和7年度防災啓発広報事業企画・製作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

本市ではこれまで「備える。かわさき（保存版）」をはじめとする各種防災冊子を作成し、防災イベント等を通じて市民へ配布をしているが、平成29年のリニューアル以降、東日本台風や能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報に伴う対応などの内容がカバーされておらず、市民全体の防災意識の底上げがなかなか図られていない現状があった。特に若年世代においては、備蓄率が低いという結果が市民アンケートからも出ており、日頃防災意識が低い市民にも災害時のリスク等を知ってもらい、防災意識を高めてもらうことで各家庭や地域での「自助」「共助」の取組が推進されるよう、さまざまな世代・ターゲットに向けた啓発のため、令和5年度から「備える。かわさきマガジン」の発行、「川崎市ぼうさいチャンネル」でのアニメーション動画の配信などさまざまな取組を行っている。本業務では、①主に在宅避難への備えをテーマに令和7年9月に発行を予定している、防災広報誌「(仮称) 在宅版・備える。かわさき」の誌面内容の企画・製作、②「備える。かわさきマガジン」の年4回の企画・発行、③「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」の年4本の企画・製作に係る業務を委託することとし、公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定するものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和7年度防災啓発広報事業 企画・製作業務委託

(2) 履行場所

危機管理本部 ほか

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日

(4) 委託上限金額

4,590,400円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は上限を示すものであり、契約金額を示すものではない。

(5) 業務内容

本業務の受託者は、記事及び動画の作成・編集・デザイン等、防災啓発広報事業の製作に必要な業務全般を行う。なお、詳細は別添の「仕様書（案）」を参照のこと。

(6) 契約形態

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

3 参加資格

この企画提案に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿に業種・種目「99 その他業務 08 広告代理店又は99 その他」に登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）

(4) 製作実績について、次の要件を全て満たすこと。

ア 川崎市または他自治体にて、市政情報を発信する広報誌及び啓発動画の製作実績を過去3年間に1件以上有すること。

イ 防災啓発に資する広報物（冊子及び動画）の製作実績を過去3年間に1件以上有すること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有することのない者

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

4 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

| 項目 | 実施期間・期日 | 提出資料等 |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 実施要領の公表 | 令和7年2月5日（水） | 市ホームページに掲載 |
| 参加意向申出書の提出期間 | 令和7年2月5日（水） ～令和7年2月12日（水） | 参加意向申出書（様式1） 契約実績を証する書類 |
| 提案資格確認結果通知 | 令和7年2月14日（金） | メールにて通知書を送付 |
| 質問書受付期間 | 令和7年2月5日（水） ～令和7年2月19日（水） | 質問書（様式2） |
| 質問書への回答期限 | 令和7年2月25日（火） | メール又はFAXにて回答 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和7年3月7日（金） | 企画提案書 見積書（任意様式） |
| 事前審査結果通知 ※提案者が5者を超える場合のみ | 令和7年3月13日（木） | メールにて通知書を通知 |
| プレゼンテーション及び質疑応答の実施 | 令和7年3月17日（月） | |
| 選定結果の通知 | 令和7年3月27日（木）頃 | 選定結果通知書 （メールにて結果通知書を送付） |
| 選定結果の公表 | 令和7年3月27日（木）頃 | 市ホームページに掲載 |
| 契約締結 | 令和7年4月1日（火）以降 | |

※日程は変更する場合があります。

5 各項目の参加手続き

(1) 事務の受付及び実施

ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。

イ 受付時間等は平日の午前8時30分から12時、午後1時から午後5時までとする。

(2) 事務局

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 啓発担当 丸山、小林

電話 044-200-2894 (直通)、FAX 044-200-3972、E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(3) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加を希望するものは、次により参加意向申出書(様式1)及び契約実績を証する書類(契約書の写し等)を持参又は郵送(郵送の場合は必着)により提出すること。

ア 提出期間

令和7年2月5日(水)午前8時半から令和7年2月12日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出書類

- ・参加意向申出書(様式1) 1部
- ・契約実績を証する書類(契約書の写し等) 1部

(4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者には、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を提案資格確認結果通知書により交付する。原則、参加意向申出書に記載の電子メールアドレスに送信する。

(5) 説明会

本委託に係る説明会は実施しない。

(6) 質問の受付及び回答

仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 質問方法

参加意向申出書に添付の質問書(様式2)を使用し、持参、電子メール又は郵送により送付すること。
(電子メールで送付した場合は、事務局に電話にて到着確認を行うこと。)

イ 質問書の提出先

事務局

ウ 受付期間

令和7年2月5日(水)から令和7年2月19日(水)午後5時まで(必着)

エ 回答方法

令和7年2月25日(火)までに、企画提案への参加資格を有する者へ電子メールにて回答書を送付する。なお、この企画提案の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しない。

(7) 企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は必着)

イ 提出先

事務局

ウ 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出書類

- | | |
|-----------------|------------|
| (ア) 企画提案概要 | 正：1部、副：11部 |
| (イ) 誌面ラフデザインの見本 | 正：1部、副：11部 |
| (ウ) 製作実績 | 正：1部、副：11部 |
| (エ) 見積書 | 正：1部、副：11部 |

※副本（各11部）には、ページ内に提案社名を入れないこと。

オ 参加の辞退

参加意向申出書の提出後、参加の辞退を行う場合は、辞退届（様式3）により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

6 企画提案書の作成要領

企画提案書は、別添「仕様書（案）」の内容を踏まえた上で、次のとおり作成すること。

(1) 企画提案概要（A4判20ページ以内）

作成にあたり、次の事項を盛り込むこと。

ア 業務スケジュール

イ 業務の実施体制（人員配置、役割分担など）

ウ 事業者による独自の防災啓発広報事業内容の提案や製作助言・支援についての提案、広報誌・動画製作業務における事業者の強み、特長など

エ 防災啓発広報事業の全体コンセプト

※仕様書（案）の別紙「令和7年度防災啓発広報事業内容（案）」を踏まえること。

(2) 誌面ラフデザインの見本（B5判16ページ・仕上がりイメージがわかるもの）

別添「仕様書（案）」に基づき、防災広報誌「（仮称）在宅版・備える。かわさき」のラフデザイン見本を作成すること。

ア 表紙について、市民の防災意識を高め、世代を問わず多くの人に手に取ってもらえるデザインを意識して作成すること。

イ ラフデザインのため、中面の記事原稿や細かなイラスト等まで書く必要はない。ただし、誌面のイメージが掴めるよう、記事のレイアウトや見出し、イラストのラフやイメージ写真等を使用して作成すること。

※企画提案書の作成にあたっては、社名が分からないようにすること。

※提出書類作成に係る費用は、提案者の負担とする。

※提案に当たっては、市ホームページの以下の情報なども参考にすること。

- ・日頃の備えに役立つ冊子やツールの紹介

<https://www.city.kawasaki.jp/bousai/category/292-1-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

- ・川崎市ぼうさいチャンネル

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000165935.html>

(3) 広報誌等の製作実績（様式自由）

川崎市または他自治体にて発行した広報誌を作成した実績について、作成した誌面の見本を1～2種類提

出すること。

(4) 見積書（様式自由）

7 審査方法

(1) 事前審査（書類審査）

5者を超える提案者があり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、別に定める本市内部の「令和7年度防災啓発広報事業 企画・製作業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下、委員会という。）」において、「8 審査基準及び配点」の評価項目、業務受託実績、見積額等を基に事前審査を行い、上位5者を選定し、3月13日（木）頃、各社宛てメールにて通知を送付する。ただし、見積額が委託上限金額（4,590,400円）を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、事前審査を行わなかった場合は、通知を行わないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

提案者（5者を超える場合は、事前審査の上位5者）を対象に、委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、「8 審査基準及び配点」で定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とする。

ア 実施日

令和7年3月17日（月）

※実施時間については、別途連絡する。

イ 場所

川崎市役所本庁舎6階 災害対策本部事務局室

ウ プレゼンテーションの方法等

(ア) 契約後に本業務に携わる者が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加すること。

(イ) 出席者は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションは20分以内とする。

(エ) プレゼンテーション後に、ヒアリング（質疑応答）を10分程度で行う。

(オ) プレゼンテーションの場で、パソコン、プロジェクター等の機器の使用については、別途参加者あてに通知するものとする。

エ 選定結果の通知

(ア) プロポーザルの評価結果及び選定業者候補が危機管理本部委託業務等指名選定委員会にて承認された後、3月27日頃、各社宛て結果通知書を送付するものとする。

(イ) 選定決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要するものとする。

8 審査基準及び配点

評価項目及び評価指標は、選定評価基準（様式5）を基に、委員会において提案内容の審査及び評価を行い、最も高い評価を受けた提案者を受託候補者とする。ただし、複数の評価委員から評価項目中標準を下回る評価を受けた場合には、受託候補者として特定することはできないものとする。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、選定評価基準（様式5）の「1全体コンセプト」及び「2企画・構成案」が最も高い点数の者を選定するものとする（それでも決定しない場合は、プロポーザル評価委員会の審議により選定する。）。合計点数が満点の60%に満たない事業者については、選定業者

として候補特定しないものとする。

9 契約手続等

選考結果の通知後、本市と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を聴取し、委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

- (1) 契約保証金は、川崎市契約規則第33条5号に基づき免除とする。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

10 その他

- (1) 採用された提案書等の記載事項は、契約時に仕様として採用する。ただし、本市及び受託者協議の上、提案内容の追加、変更、削除ができることとする。
- (2) 提案書作成及び提出に関する費用負担は提案者負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (4) 提出書類はすでに公表されているものを除き原則として非公開とし、提案者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- (5) 採用案の著作権は川崎市に帰属するものとする。